

家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について
- 定期報告書の提出準備をお願いします
- 液体窒素を取り扱う畜産関係者の皆様へ
- がんばる愛媛の畜産
令和 4 年度愛媛県総合畜産共進会
(肉用種種牛、肉牛・肉豚の部)の結果
- 令和 4 年度の畜産関係表彰
- 家畜伝染病における野生動物対策について

監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況(令和 4 年 8 月～令和 4 年 11 月)※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽数	発生場所	発生月	戸数	頭羽数
牛	ヨーネ病	鳥取県	9	2	3	島根県	10	2	3
		広島県	11	1	1				
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	岡山県※1	11	3	6	香川県※2	11	3	3

※1 患畜羽数のみ。疑似患畜の確定は 10～11 月、羽数は約 71.4 万羽

※2 患畜羽数のみ。疑似患畜の羽数は約 10.7 万羽

○届出伝染病発生状況(令和 4 年 8 月～令和 4 年 11 月)※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭群数	発生場所	発生月	戸数	頭群数
牛	牛ウイルス性下痢	鳥取県	9	1	1				
	牛伝染性リンパ腫	鳥取県	8～11	9	15	島根県	8, 10, 11	4	4
		岡山県	8～11	7	12	広島県	8～11	6	11
		山口県	8～11	12	12	徳島県	8～10	3	12
		香川県	8～10	3	8	高知県	8, 9, 11	5	6
		愛媛県	8, 9, 11	5	6				
	破傷風	愛媛県	8	1	2	香川県	10	1	1
ネオスポラ症	岡山県	11	1	1					
豚	サルモネラ症	徳島県	11	1	4				
	豚丹毒	島根県	8～11	6	9	広島県	8, 10	2	2
		徳島県	8, 10, 11	3	5	香川県	8, 9, 11	5	7
鶏	鶏伝染性喉頭気管炎	島根県	9～10	2	10				
	伝染性ファブリキス嚢病	香川県	11	1	4				
	ロイコトゾーン症	高知県	8	1	1	鳥取県	9	3	4

蜜蜂	バロア症	島根県	11	1	1				
	アカリダニ症	岡山県	10	1	2	広島県	11	1	1

県内の家畜疾病発生状況

(令和 4 年 8 月未掲載分～12 月)

【牛伝染性リンパ腫】 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	9 月	乳用牛	74	1	1	体表リンパ節の腫大、削瘦
	11 月	乳用牛	74	1	1	腫瘤形成
中予	12 月	乳用牛	35	1	1	削瘦、食欲不振、乳量低下、左眼球突出、骨盤腔内腫瘤
南予	8 月	乳用牛	72	1	1	体表リンパ節の腫大、
	9 月	乳用牛	85	1	1	元気消失、食欲低下、
	11 月	乳用牛	64	1	1	乳量低下、骨盤腔内腫瘤

【対策】 ○農場内の定期検査と抗体陽性牛の隔離・早期更新
○吸血昆虫対策（防虫ネットの設置、忌避剤の使用）
○牛舎周辺の除草及び消毒の徹底 ○凍結や加温処理を行った初乳の給与

【牛パスツレラ（マンヘミア）症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	12 月	乳用牛	1	1	1	呼吸器症状
南予	9 月	肉用牛	2	1	1	鼓脹、脱毛

【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○十分な質と量の初乳給与 ○有効薬剤の投与
○飼養環境の改善 ○ワクチン接種

【参考事項】 ウイルス、マイコプラズマ、細菌と混合感染し重篤化することがあります。

【牛パスツレラ症及びヒストフィルス・ソムニ感染症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
中予	9 月	肉用牛	2	1	1	起立困難、活力低下、削瘦、発熱

【対策】 ○導入時の観察強化、一定期間の隔離 ○早期治療
○導入元（農場、地域）疾病発生状況の確認

【牛マイコプラズマ肺炎】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	10 月	肉用牛	3	1	1	発咳

【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○異常牛の早期隔離
○寒冷期の保温対策によるストレスの低減

【参考事項】 マイコプラズマは、感染力が強く、農場内に常在する傾向があります。

[牛ロタウイルス病]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	9月	乳用牛	0	1	1	黄色水様性下痢、眼球陥没
	12月	肉用牛	1～3	1	7	
[対策] ○発症牛の隔離飼育 ○畜舎消毒の徹底 ○補液 ○初乳の確実な給与						

[牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	9月	乳用牛	45	1	1	血便、眼球陥没
	10月	肉用牛	0	1	1	
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○飼料の改善 ○ワクチン接種 ○ストレスの低減						

[豚丹毒] 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
中予	12月	豚	166、180	2	2	菱形疹、衰弱
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○適切なワクチン接種や有効薬剤の投与						

[豚パストツレラ症]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	9月	豚	84～133	1	4	急死
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減 ○畜舎の換気 ○ワクチン接種						

[豚大腸菌症]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	9月	豚	2	1	5	水様性下痢、衰弱
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○初乳の確実な給与 ○妊娠豚の適切な飼養管理 ○ストレスの低減						

[鶏大腸菌症]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	10月	肉用鶏	3	1	8	死亡羽数増加
	11月	肉用鶏	35	1	30	
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○ストレスの低減 ○飼料添加物による腸内環境の改善 ○死亡鶏の早期発見による感染拡大防止						

[鶏クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症及び鶏コクシジウム症]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	9月	採卵鶏	159	1	206	死亡羽数増加
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減						

登録飼養衛生管理者による 豚熱ワクチン接種について

国内での豚熱の継続的な発生状況を鑑み、豚熱のまん延を防止するため、豚熱ワクチン接種に限定した対応として、令和4年12月23日付けで豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が一部改正されました。

この改正により、現在実施している家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下、「家畜防疫員等」）による豚熱ワクチン接種に加えて、知事が認めた農場である「認定農場」において、家畜防疫員等の指示・監督の下、知事が認めた飼養衛生管理者である「登録飼養衛生管理者」による豚熱ワクチン接種が可能になります。



誰でも接種できるのですか？



認定農場で、研修を修了し、知事の登録を受けた**登録飼養衛生管理者**に限ります。
その他の農場従事者による接種はできません。



いつからできるのですか？



今、県ではR5年春から開始できるよう登録等に向けた制度を準備中です。また、国によるワクチン接種プログラムの確認を受ける必要があります。



どのような手続きが必要ですか？



まずは**県が実施する研修会への参加**が必要です。その他にも**作業手順書の策定**などを踏まえた**農場の認定**、家畜伝染病予防法第50条に基づく**ワクチンの使用許可に係る手続き**があります。



今からできることはありますか？



農場の認定の要件に**飼養衛生管理基準の遵守**があります。不遵守事項がある場合は、**改善方針を策定し、改善に取り組み**ましょう。

注意

豚熱ワクチンは従来どおり県が一括購入・管理します。

農場が販売店から購入することはできません。

●認定農場とは

県が飼養衛生管理の遵守、ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して認定する農場です。認定を受けようとする農場は、ワクチンの管理・使用等についての作業手順書を作成し、適切に実施する必要があります。

※飼養衛生管理の遵守状況については、定期報告書（次頁参照）の「飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」を確認します。

※ワクチン管理体制等については、手順書の作成が必要です。作成例は県で示します。

●登録飼養衛生管理者とは

県が行う豚熱ワクチン接種の研修会を受講し修了証の交付を受けた飼養衛生管理者※で、「登録飼養衛生管理者」として県の名簿に登録された者です。登録飼養衛生管理者となった後も原則1年に1回程度、フォローアップ研修に参加する必要があります。

<要件>

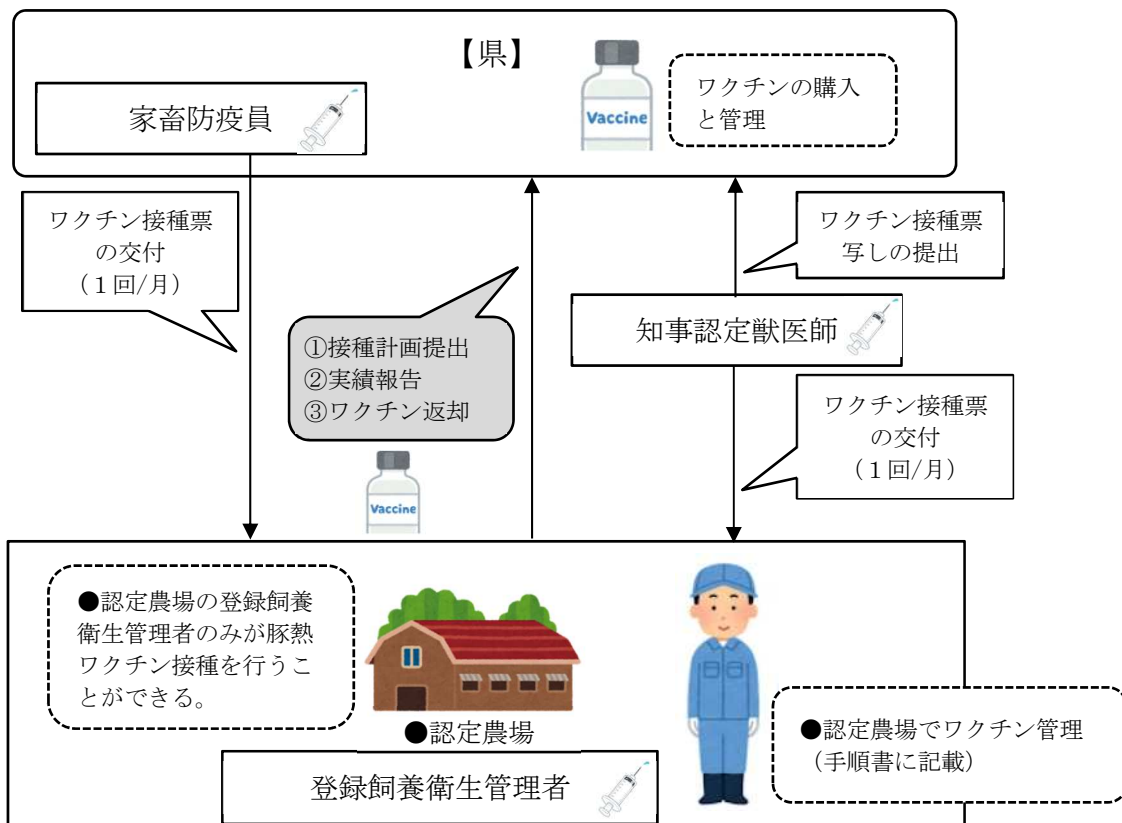
- ①適時性：家畜防疫員等と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができること。
- ②適切性：ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得・維持し、家保及び家畜防疫員等との連携が緊密に取れ、その指示・指導に従うことができること。

※「飼養衛生管理者」：衛生管理の責任者として、衛生管理区域ごとに1人選任します。飼養衛生管理者の情報は、毎年定期報告書に記載し、提出する必要があります。

●豚熱ワクチンを接種するには

認定農場に所属する登録飼養衛生管理者が豚熱ワクチンを接種するためには、家畜伝染病予防法第50条に基づくワクチン使用の許可申請を県に行う必要があります。

加えて、家畜防疫員等によるワクチン接種票の交付を受け、登録飼養衛生管理者がワクチンを接種します。また、使用したワクチンの瓶を家畜保健衛生所へ返却し、使用量、接種頭数の報告も行います。



登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種体制のフロー図

定期報告書の提出準備をお願いします

📄 飼養衛生管理マニュアルの提出もお忘れなく 📄

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止を図るため、家畜・家きんの所有者は毎年、飼養頭羽数や衛生管理の状況等について、家畜保健衛生所に報告することが義務付けられています（家畜伝染病予防法第 12 条の 4）。

提出書類は家畜・家きんの種類や飼養頭羽数によって異なります。御不明な点がある場合は、管轄の家畜保健衛生所と相談しながら、期限内の提出をお願いします。

【報告が必要な家畜・家きんの種類および報告〆切】

	家畜・家きんの種類	報告〆切	報告の基準日
家畜	牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	令和 5 年 4 月 15 日	令和 5 年 2 月 1 日 時点の飼養状況
家きん	鶏、うずら、あひる（アイガモ含む）、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう	令和 5 年 6 月 15 日	

【提出物】

1 定期報告書

(1) 基本情報（所有者、飼養衛生管理者、飼養頭羽数等）

※飼養衛生管理者に係る記載が必要です。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

※重点項目として、以下について今一度点検、遵守の徹底をお願いします。

畜種	遵守項目
豚・いのしし 家きん共通	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等
	畜舎に立ち入る者の手指消毒等
豚・いのしし	畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用
	畜舎外での病原体の汚染防止
	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
家きん	家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用
	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
	ねずみ及び害虫の駆除

2 飼養衛生管理基準に関する添付書類

(1) 農場の平面図（衛生管理区域、消毒設備、立て看板等）

(2) 埋却用地の詳細（埋却用地を確保していない場合は、確保するための取組の状況）

(3) 家畜の飼養密度の詳細（家畜の種類ごとに $\text{O m}^2/\text{頭（羽）}$ ）

(4) 特定症状を確認した場合の家畜保健衛生所へ通報することを規定したものの写し

(5) 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

■ 飼養衛生管理マニュアルは、家畜の所有者が農場従事者及び外部事業者に対して飼養衛生管理基準を遵守させるため、作成が義務付けられています。



QR コードからアクセスできる農林水産省ホームページにて
← 飼養衛生管理マニュアル及び定期報告書の様式等を閲覧・
ダウンロードできます。

液体窒素を取り扱う畜産関係者の皆様へ

液体窒素は高圧ガス保安法に規定される高圧ガスです。同法に基づく規制等を踏まえ、安全に管理・使用しましょう。

1 凍結保管容器の輸送を依頼する際の注意事項

(1) 温度の管理について

直射日光にさらされるなどにより急激に容器の温度が上昇した場合、異常な圧力の上昇を招き、破裂するおそれがあるため、遮熱効果のあるカバーの装着や温度管理のできる場所で行いましょう。



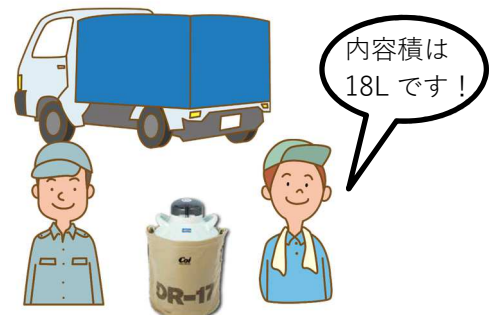
(2) 転倒の防止について

容器が転倒すると車両運転手に危害が及び、混載された貨物を損傷するおそれがあるので、木枠で梱包するなど転倒防止措置を徹底しましょう。



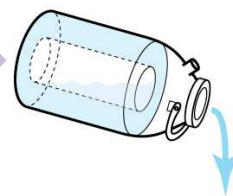
(3) 容器の内容積について

車両への警戒標の掲示との関係から、運送事業者には容器の内容積及びその合計を事前に伝えましょう。運送事業者から法令遵守のために容器の内容積や荷物の個数の変更を求められることがあります。



(4) ドライシッパー型容器の適正な利用について

ドライシッパー型の容器は、容器内に余分な液体窒素がない状態で安全に輸送できるよう適切に用法を守りましょう。



ドライシッパー型の容器は余分な液体窒素を排出!

2 液体窒素を取り扱う場合の留意事項 (充填、精液等の入替え、融解等)

(1) 取扱いや保管を行う場所について

容器は日光が直射しない風通しの良い場所に保管しましょう。

液体窒素の充填等の作業を行う際は、酸欠事故防止のため換気や排気をしましょう。



(2) 使用する容器について

容器の破裂防止のため、液体窒素は密閉された容器には入れず、気化した際のガスの出口が確保された容器を使いましょう。



(3) 作業時の装備・服装について

作業の際は、液体窒素が皮膚、目、手足などに直接触れないよう、保護服、顔面シールド、防眼ゴーグル、断熱性皮手袋（軍手は不可）を着用しましょう。



(4) 液体窒素が漏出した場合の対応等について

液体窒素が漏れ出した場合、凍傷や酸欠などを避けるため**迅速に退避**してください。

液体窒素が皮膚に付いたらすぐに水で洗い落とし、衣服にしみ込んだ時は直ちに衣服を脱いでください。

また、凍傷が生じた場合には専門医の診療を受けましょう。



※ その他液体窒素の取扱時に使用する器具や容器等の用法を守りましょう。

がんばる愛媛の畜産

令和 4 年度愛媛県総合畜産共進会(肉用種種牛、肉牛・肉豚の部)の結果

【肉用種種牛の部】

令和 4 年 11 月 8 日に西予市の野村畜産総合振興センターで、「令和 4 年度愛媛県総合畜産共進会(肉用種種牛の部)」が開催され、若雌第 1 区(14 か月未満)、若雌第 2 区(14～17 か月未満)、若雌第 3 区(17～24 か月未満)、経産牛(県内で子牛登記牛を生産)の 4 部門で序列を競いました。審査の結果、各部門で以下の出品牛が優等賞首席を受賞するとともに、農林水産大臣賞等が授与されました。

(敬称略)

部門	名号	出品者	表彰
若雌第 1 区	もあ	高月 千賀(西予市)	
若雌第 2 区	えいこ 10	池田 一成(愛南町)	中国四国農政局長賞
若雌第 3 区	いよひめ	角藤 幸男(西予市)	畜産局長賞
経産牛	ふくはくほう	角藤 幸男(西予市)	農林水産大臣賞

【肉牛・肉豚の部】

令和 4 年 12 月 3 日に大洲市の JA えひめアイパックス株式会社で「令和 4 年度愛媛県総合畜産共進会(肉牛・肉豚の部)」が開催され、家畜の種別に分かれ序列を競いました。審査の結果、以下の出品者が優等賞首席を受賞するとともに、農林水産大臣賞等が授与されました。

(敬称略)

種別	出品者	表彰
肉牛	堀内 博(西予市)	農林水産大臣賞
肉豚	伊予スワインガーデン(大洲市)	農林水産大臣賞
交雑種・乳用種	堀内 誠(西予市)	畜産局長賞



(左)肉用種種牛の部で農林水産大臣賞及び畜産局長賞を受賞した角藤ご夫妻

(右)肉牛の部で農林水産大臣賞を受賞した堀内 博氏出品の枝肉

令和 4 年度の畜産関係表彰

(表彰日順、敬称略)

優良家畜人工授精師知事表彰

氏名	住所地
三津田 健	宇和島市

表彰日：令和 4 年 7 月 28 日

畜産功労者知事表彰

氏名	畜種	住所地
大澤 美敏	養豚	西条市
富永 武雄	酪農	大洲市

表彰日：令和 4 年 12 月 3 日

家畜伝染病における野生動物対策について

国内の畜産現場において、高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) は今シーズン、過去最悪の発生状況となっており、豚熱についても本州で依然として発生が続いています。これらの病気は野生動物 (野鳥やいのしし等) を介して感染地域を拡大し、防疫対策の隙を突いて農場内に持ち込まれると言われていています。特に、今シーズンの野鳥の HPAI 確認事例は既に過去最多であり、野生いのししの豚熱ウイルス陽性事例も昨年 7 月の徳島県を皮切りに、高知県、山口県 (屋代島)、香川県と、本県を取り囲むように確認されるなど、農場へのウイルス侵入リスクは非常に高まっています。

このような状況を踏まえ、本県ではこれまでも消毒用消石灰の配布や防鳥ネット・侵入防止柵整備の支援を行うとともに、ため池周辺の消毒や野生いのししへの経口ワクチン散布など、野生動物対策を進め、家畜伝染病の発生予防のための取組みを強化しているところです。

引き続き、飼養衛生管理遵守を徹底し、最大限の警戒感をもって対応するようお願いいたします。

野生動物の侵入防止対策は飼養衛生管理基準の遵守事項にも定められています。

- 野生動物の侵入防止のためのネット等 (防護柵・防鳥ネット) の設置、点検及び修繕
- 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
- ねずみ及び害虫の駆除

“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

愛媛県畜産課

Tel (089) 912-2575 Fax (089) 912-2574

東予家畜保健衛生所

Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155

東予家畜保健衛生所今治支所

Tel (0898) 22-0430 Fax (0898) 22-0438

中予家畜保健衛生所

Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234

南予家畜保健衛生所

Tel (0894) 22-0328 Fax (0894) 22-0343

南予家畜保健衛生所宇和島支所

Tel (0895) 22-1294 Fax (0895) 22-9316

家畜病性鑑定所

Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234

畜産研究センター

Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065

畜産研究センター養鶏研究所

Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093

畜産協会 BSE 検査死亡牛受付専用

携帯 Tel 080-3166-7222